

栃木市一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水・災害廃棄物）～概要版～

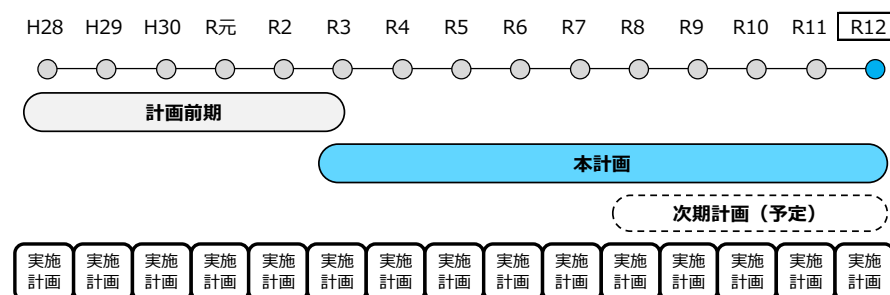
1 ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画

「栃木市一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水）」を平成28年3月に策定し、計画に基づき一般廃棄物の処理に係る様々な施策を実施してきました。計画の策定から5年が経過する中で、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）のターゲットの一つとして食品ロス削減が掲げられるなど、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しました。

栃木市においては、令和元年東日本台風の被害により膨大な災害ごみが発生し、大規模災害に備えた廃棄物処理体制の確保の重要性が再認識されました。また、人口減少の傾向が続いており、ごみの収集・処理等に係る人材の確保や働き方への配慮が必要とされていること等の社会的情勢の変化を考慮し、計画を見直す必要が生じています。

1) 計画期間

計画期間は、前計画策定時の平成28年度から令和12年度までの15年間の長期計画であり、本計画は、改定計画として、令和3年度から令和12年度までの10年を対象期間とします。また、概ね5年後に計画の達成状況を評価・点検し、計画の見直しを行います。



2) 基本方針

ごみ処理の基本方針及び施策

1 排出抑制の推進

- 1-1 啓発活動の推進
- 1-2 家庭・事業所での発生・排出抑制
- 1-3 再使用の推進



2 資源化の推進

- 2-1 市民・事業者による資源化の促進
- 2-2 市による資源化の推進



3 適正処理の推進

- 3-1 効率的なごみ収集・運搬
- 3-2 安全・適正なごみ処理
- 3-3 ごみ処理施設の適正な維持管理



4 不法投棄の防止

- 4-1 不法投棄防止の指導・啓発
- 4-2 まちの美化の推進



生活排水処理の基本方針

1 生活排水処理体制の整備

公共下水道区域内においては下水道への接続を促進し、区域外においては合併処理浄化槽への転換を促進します。

2 適正処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥の適正かつ効率的な処理に努めるとともに、処理施設の適正な管理運営と処理量に見合った施設更新を行います。

3 水質汚濁の防止

監視体制を強化し、水質汚濁の防止に努めます。



3) 数値目標

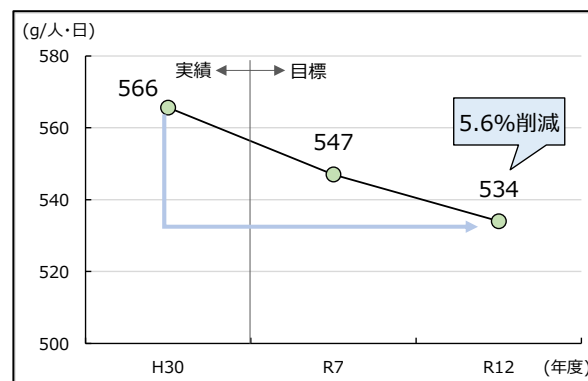
ごみ処理の数値目標

- ◎家庭系原単位(資源ごみを除く) : 令和12年度において、平成30年度と比較して、5.6%削減する。
- ◎ごみ総排出量 : 令和12年度において、平成30年度と比較して、13.4%削減する。
- ◎資源化率 : 令和12年度において、20.2%に向上する。
- ◎最終処分量 : 令和12年度において、平成30年度と比較して、12%削減する。

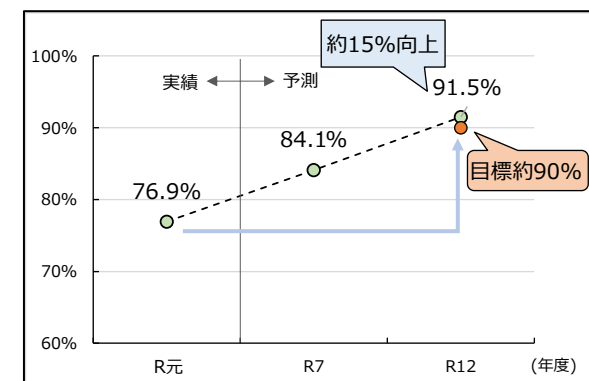
生活排水処理の数値目標

- ◎水洗化・生活雑排水処理率 : 令和12年度において、約90%に向上する。

家庭系原単位(資源ごみを除く)



水洗化・生活雑排水処理率



4) 各主体の役割

○ごみ処理の方策

| | 行政の役割 | 市民の役割 | 事業者の役割 |
|---------|-------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------|
| 排出抑制の推進 | ごみを減らし、リサイクルに努める3R運動を推進します。 | ごみを減らし、リサイクルに努める3R運動を実践しましょう。 | ごみを減らし、リサイクルに努めていけるような事業スタイルを実践しましょう。 |
| 資源化の推進 | 市民への啓発やごみ処理施設における有効活用により、資源化を推進します。 | リユース・リサイクルを心掛けましょう。 | 資源化を推進しましょう。 |
| 適正処理の推進 | 適正処理を推進し、環境負荷を低減します。 | ルールを守ってごみを排出し、適正処理に協力しましょう。 | 適正処理を推進しましょう。 |
| 不法投棄の防止 | 不法投棄を防止し、環境保全に努めます。 | 不法投棄は絶対にせず、また、防止に協力しましょう。 | 不法投棄を防止しましょう。 |

○生活排水処理の方策

| | 行政の役割 | 市民の役割 | 事業者の役割 |
|--------|--|--|---|
| 生活排水処理 | 工場や事業所などの排水に対する指導・規制・啓発、定期的な巡回、清掃活動の推進、下水道処理区域における水洗化の向上、水は資源として大切であるということの啓発 など | 下水道処理区域内では進んで公共下水道へ接続する、水道処理区域外では、合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理に努める、水環境の保全活動への参加・協力 など | 事業排水などの汚水の未処理放流はしない、工場・事業所の排水の適正処理・排水基準の順守、事業活動に伴う水質の環境情報の公表 など |

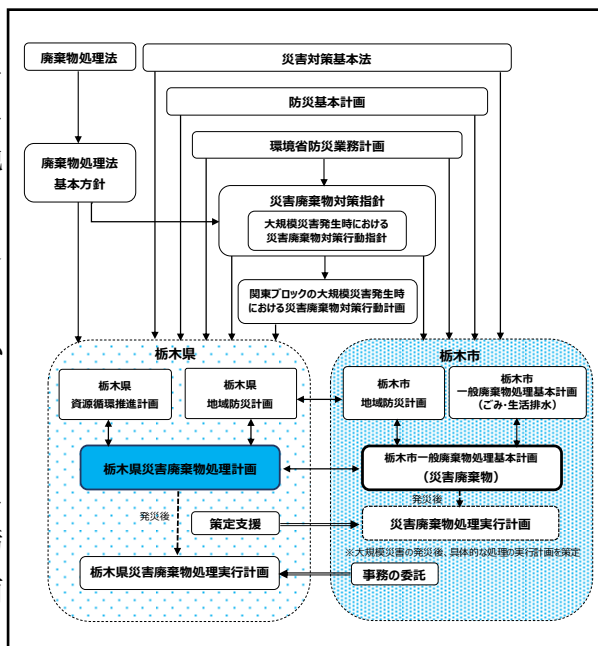
2 災害廃棄物処理基本計画

1) 計画の目的・位置づけ

本計画では、本市の被害想定状況及び被災経験を踏まえ、災害廃棄物処理の具体的な内容を示すことにより、事前の備えや関係者間の連携強化を推進し、災害によって一時的に多量に発生する災害廃棄物等の迅速かつ円滑な処理を推進し、被災地における環境衛生を確保することを目的として策定します。

栃木市では、栃木市地域防災計画を策定し災害対策を推進しています。地域防災計画では、災害によって一時的に発生する災害廃棄物及び被災地域から恒常的に発生する廃棄物の迅速かつ円滑な処理を推進し、被災地における生活環境の保全を図っています。

一方、災害廃棄物については、国では災害廃棄物対策指針により災害廃棄物対応の基本的な対策方針を示しているほか、栃木県では栃木県災害廃棄物処理計画を策定しています。本計画は、これらの関連計画との整合を図りながら策定しました。



2) 基本方針

災害廃棄物処理の基本方針

1 適正かつ迅速な処理

災害によって発生する災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、被災地における生活環境を確保しつつ、被災地の速やかな復興を図ります。

2 市内処理の原則

災害廃棄物は市内の既存処理施設で処理することを原則とします。既存のごみ（し尿）処理施設が被災により損壊・停止する場合や処理能力が不足するなど、市内処理では処理期間の達成が見込めない、あるいは処理システム検討の結果、広域処理がより望ましい場合などは、近隣自治体や県との連携により広域処理を行います。

3 分別及びリサイクルの推進

被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、市内及び周辺地域のリサイクルシステムを最大限活用することでリサイクルを推進し、最終処分量を削減します。

4 安全で衛生的な処理

腐敗性や有害性のある災害廃棄物及びし尿等の対応を最優先し、市民の安全及び衛生を確保します。

5 地域の環境保全

有害物質の飛散・漏洩やその他の環境影響を低減し、被災地及び周辺地域の環境及び自然環境を保全します。

災害廃棄物等の処理目標期間は、最長でも3年以内に完了することとし、発災状況によって可能な限り短縮を図ることで、本市の早期の復旧・復興につなげるものとします。

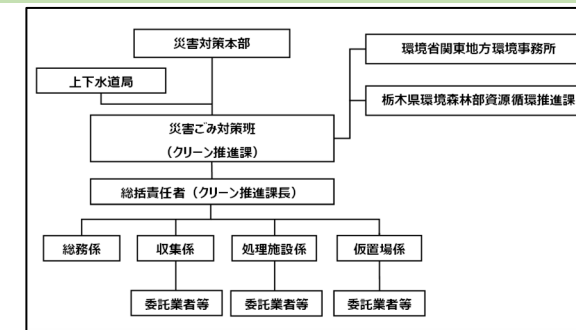
3) 対象とする災害廃棄物等

対象とする災害廃棄物は、大きく以下の2つとなります。

| | |
|----------------------|---------------------|
| 地震や水害によって発生する廃棄物 | 木くず、コンクリートがら、金属くず 等 |
| 被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物 | 生活ごみ、避難所ごみ、し尿 等 |

4) 災害廃棄物処理に係る組織体制

本市に災害が発生し災害対策本部が設置された場合、クリーン推進課は、災害時の廃棄物対応全般を担当する災害ごみ対策班として、課内に仮置場等の各係及び総括責任者を配置します。さらに、環境省関東地方環境事務所及び栃木県資源循環推進課とも連携を行います。



5) 被害想定及び災害廃棄物発生量

被害想定及び災害廃棄物発生量は下表のとおりです。

| 被害想定 | 災害廃棄物発生量 | 仮置場の必要面積 |
|------|--|--|
| 地震※1 | 920,655 t 平成30年度のごみ総排出量の16.9倍 | 一次 246,164 m ² (約24.6 ha) 二次 164,109 m ² (約16.4 ha) |
| 水害※2 | 204,630 t(洪水堆積物除く) 平成30年度のごみ総排出量の3.8倍 | 一次 63,561 m ² (約6.4 ha) 二次 42,374 m ² (約4.2 ha) |

※1：栃木市地域防災計画に想定する栃木市直下に震源を仮定したマグニチュード6.9の地震。

※2：栃木市防災ハザードマップの洪水浸水想定区域図（国、県が公表した想定し得る最大規模（おおよそ1000年に一度）の降雨によるもの）により想定。

6) 災害廃棄物の処理対策

発災後の時期区分の特徴及び時間の目安は下表のとおりです。

| 時期区分 | | 時期区分の特徴 | 時間の目安 |
|----------------|--------------|--|---------|
| 災害 応急 対応 | 初動期 | 人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う) | 直後～3日程度 |
| | 応急対応 (前期) | 避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間) | ～3週間程度 |
| | 応急対応 (後期) | 人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間) | ～3箇月程度 |
| 復旧・復興 | | 避難所生活が終了する時期(一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間) | ～3年程度 |

7) 仮置場等

仮置場は、時期と分別・保管の目的に応じ、一次仮置場、二次仮置場を活用することとします。基本的には市が開設・運営する一次仮置場への市民による持ち込みを原則としますが、市民の一次仮置場への搬出が困難あるいは非効率な場合に、自治会、自主防災組織等が管理する近隣集積所の活用を検討します。

発災後、速やかに仮置場を開設するため、公有地を対象とし、発災後に仮置場として運用が可能な空地を仮置場候補地リストとして検討します。発災後は、被害状況に合わせて災害廃棄物量を推計し、必要面積の見直しを行った上で、速やかに仮置場候補地のなかから開設場所を選定します。

8) 災害廃棄物処理実行計画

〈処理実行計画〉

発災後は、災害廃棄物を計画的に処理するため、本計画を基に、実際の処理に当たっての処理方針、災害廃棄物発生量、処理方法及び処理期間等を定める災害廃棄物処理実行計画を策定します。

〈補助事業の活用〉

災害廃棄物の処理には、多額の経費が必要となり、災害廃棄物の種類・量・処理方法により大きく変動します。資金需要のタイミングに合わせた資金調達のため、国の補助事業の活用を含めた資金管理計画が重要であることから、補助対象事業の範囲等について、県や国と緊密な情報交換を行います。

9) 平時の備え

平時から、施設の強靭化、職員の教育・訓練、市民への啓発を行い、本処理計画についても地域防災計画の改定や廃棄物処理体制の変更等に合わせ定期的に見直しを行い、実行性のある計画とします。